

平成 19 年 12 月 27 日  
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 23 号

## 「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第 27 号

## 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」 の公表

### コメントの募集

これまで我が国においては、国際的な会計基準で見られるような、資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理は行われていませんでした。企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、有形固定資産のこのような除去に関する将来の負担を財務諸表に反映させることは投資情報として役立つという指摘などを踏まえ、資産除去債務とこれに対応する除去費用に関する会計基準の検討を行ってまいりました。

今般、平成 19 年 12 月 20 日の第 143 回企業会計基準委員会において、標記の会計基準の公開草案（以下「本会計基準案」という。）及びその適用指針の公開草案（以下「本適用指針案」という。）また本会計基準案と本適用指針案を合わせて、以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 20 年 2 月 4 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

### 記

電子メール : aro@asb.or.jp  
ファクシミリ : 03-5510-2717

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### **■ 資産除去債務の定義（本会計基準案第 3 項）**

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。

なお、有形固定資産の「除去」とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く）。

### **■ 資産除去債務の負債計上（本会計基準案第 4 項及び第 5 項）**

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。

なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する。

### **■ 資産除去債務の算定（本会計基準案第 6 項）**

資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来支出（キャッシュ・フロー）を見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。

### **■ 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上と費用配分（本会計基準案第 7 項から第 9 項）**

資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。

資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の耐用年数にわたり、各期に費用配分する。

### **■ 資産除去債務の見積りの変更（本会計基準案第 10 項及び第 11 項）**

割引前の将来キャッシュ・フローに重要な見積りの変更が生じた場合の当該見積りの変更による調整額は、資産除去債務の帳簿価額及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して処理する。資産除去債務が法令の改正等により新たに発生した場合も、

見積りの変更と同様に取り扱う。

## ■ 開示（本会計基準案第 12 項から第 17 項）

### 貸借対照表上の表示

資産除去債務は、貸借対照表日後 1 年以内にその履行が見込まれる場合を除き、固定負債の区分に資産除去債務等その内容を示す科目名で表示する。貸借対照表日後 1 年以内に資産除去債務の履行が見込まれる場合には、流動負債の区分に表示する。

### 損益計算書上の表示

項 目	表示区分
資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額	関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含める。
時の経過による資産除去債務の調整額	関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含める。
資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額	原則として、資産除去債務に対応する除去費用の減価償却費と同じ区分に含める。

## ■ 適用時期等（本会計基準案第 18 項から第 20 項）

本会計基準は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用することができる。

適用初年度における期首残高の算定は次のように行い、両者の差額は適用初年度の損益とし、原則として特別損失に計上する。

- (1) 適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務を算定するにあたっては、適用初年度の期首日時点での割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。
- (2) 適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点での割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。

なお、本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。

**(参 考)**

本公開草案の公表に反対した委員 1 名から以下の意見が出されている。

資産除去債務が使用の都度発生する場合の費用配分の方法（本会計基準案第 8 項）については、同項なお書きの方法（除去費用をいったん資産計上し、当該計上時期と同一の期間に、資産計上額と同一の金額を費用処理する方法）こそが、有形固定資産の稼働割合との対応からみて合理的な費用配分方法であり、同項前段の方法は、除去費用の費用計上が有形固定資産の使用期間の後半に著しく偏ることとなるため妥当とはいえない。両者において各会計期間の費用計上額が大きく相違する結果となるにもかかわらず両者の選択を認めることは比較可能性を損なうおそれがあるため、なお書きの方法のみを認めることとすべきである。

（本公開草案の考え方については、本会計基準案第 45 項を参照のこと。）

以 上